

日本船舶外航事業に係る所得又は連結所得の金額の計算に関する明細書

		事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
日本船舶外航事業に係る当期利益の額又は当期欠損の額 (別表十(三)付表二「62の②」)	1					円
加 算	2					
	3					
	4					
	5					
	6					
	7					
	8					
	小 計 9					
減 算	10					
	11					
	12					
	13					
	14					
	15					
	16					
	小 計 17					
仮 計 (1) + (9) - (17)		18				
寄 附 金 の 損 金 不 算 入 額	19					
沖縄の認定法人の所得又は連結所得の特別控除額	20	△				
組合等損失額の損金不算入額又は組合等損失超過合計額の損金算入額	21					
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額	22	△				
	23					
	24					
日本船舶外航事業に係る所得又は連結所得の金額 (18)から(24)までの計)	25					

別表十（三）付表一の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告法人で海上運送法第34条第2項第3号〔基本方針〕に規定する船舶運航事業者（以下「船舶運航事業者等」といいます。）に該当するものが措置法第59条の2〔対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例〕の規定の適用を受ける場合又は連結法人で船舶運航事業者等に該当するものが同法68条の62の2〔対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例〕の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかつこの中に記載してください。

2 「加算」の空欄には、法人が日本船舶外航事業に係る費用若しくは損失として経理した金額で、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないもの及び法人が日本船舶外航事業に係る収益として経理しなかった金額で、当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されるもの又は連結法人が日本船舶外航事業に係る費用若しくは損失として経理した金額で、当該連結事業年度の個別損金額（法第81条の3第1項〔個別益金額又は個

別損金額の益金又は損金算入〕に規定する個別損金額をいいます。以下同じ。）として損金の額に算入されないもの及び連結法人が日本船舶外航事業に係る収益として経理しなかった金額で、当該連結事業年度の個別益金額（同項に規定する個別益金額をいいます。以下同じ。）として益金の額に算入されるもの等についてその名称及び金額を記載します。

3 「減算」の空欄には、法人が日本船舶外航事業に係る費用若しくは損失として経理しなかった金額で、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの及び法人が日本船舶外航事業に係る収益として経理した金額で、当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されないもの又は連結法人が日本船舶外航事業に係る費用若しくは損失として経理しなかった金額で、当該連結事業年度の個別損金額として損金の額に算入されるもの及び連結法人が収益として経理した金額で当該連結事業年度の日本船舶外航事業に係る個別益金額として益金の額に算入されるもの等についてその名称及び金額を記載します。